

## 議案第3号

平成21年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

### 平成21年度事業計画（案）

#### 第1 はじめに

当法人は、平成11年12月22日設立以来今年度で10周年を迎える。

会員数も設立時の3,033名から4,702名へと増加を続けており、我が国最大の専門職後見人養成団体として着実に成長している。また、最高裁判所をはじめ多くの関係者より共に成年後見制度を推進していく信頼すべき法人として大きな期待が寄せられており、当法人の一挙手一投足に多くの耳目が集まっている。

さらに、困難事案や資力の少ない利用者への対応等のいわば公後見人的役割や問題事案における法人後見等公的機関の色合いを強く帯びるケースも多く担っており、その信頼度は高く、他団体の目標ともなっていると言える。

その結果、司法書士の成年後見人等選任率も被選任者全体の約10.5%を占め、かつ親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたもののうちでは38%を占める（平成19年度最高裁判所事務総局家庭局統計参照）までになり、我が国の成年後見制度の普及・利用において重要な牽引役を担っている。

これは、会員、役員の皆様の日常の弛まない努力の賜物であるとともに、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という）はじめ各单位司法書士会のご理解と温かいご支援に負うところが大きいものと考えている。ここで、あらためて皆様に感謝と御礼を申し上げる次第である。

#### <危機を変革の大きな力に>

さて、昨年度の不祥事発生の影響は、上記のようにこれまで当法人に対して多方面から寄せられている信頼や成年後見制度そのものへの信頼を揺るがしかねないほど大きいものがあつた。

我々はこの危機的状況を直視し、この機会に、当法人に寄せられている期待と果たすべき役割を強く自覚し直し「質の高い後見事務を提供する司法書士後見人」を養成・推薦するリーガルサポートの原点に帰り、成年後見制度を利用する国民に確かな信頼と安心を与えられるような組織・事業の変革を行わなければならない。

そのためには、不祥事の再発を許さないとの強い意識を会員皆様と共有することが重要である。その前提に立ち、本部・支部役員が会員の後見事務を支援する姿勢を底流にしつつ、当法人の基本ルールに則り会員の指導監督ができるよう規則・基準・指針の整備等を含めた執務管理支援システムの再構築をしなければならない。

#### <公益認定を確実なものに>

また、昨年度通常総会において、当法人がその目的を達成するために公益社団法人に移行する道を選択しその必要条件の検討精査を進めてきた結果、当法人が公益認定を受けるためには「事業目的（会員の指導監督）の着実な実践」と「新・新公益会計基準の理解と着実な実践」の2点を解決することが重要であると考えに至った。このため、今年度をそれらの課題を解決するための具体的準備期間と位置づけ、来年度通常総会に向けて各支部のご協力を得ながら試行を積み重ねることで公益認定を確実なものにしたいと考えている。

以上を踏まえて今年度は、設立以来9年間の歩みを振り返りながら当法人の設立の趣旨に立

ち返り、成年後見制度利用者が今後ますます増加を続ける状況に的確な対応ができるよう当法人の変革を進めることで、我が国の成年後見制度の更なる進展に寄与すべく、当法人が誇りと自覚を持って新しい一歩を踏み出す年度としたい。

## 第2 重点目標

### 会員執務管理支援事業

#### 1. 研修システムの充実と名簿登載者の増加

司法書士が後見事務を学ぶきっかけの多くは、新人司法書士の日司連中央研修・ブロック研修・司法書士会研修における成年後見制度の講義であり今年度も十分な時間をお取りいただけるよう各方面に働きかける。

研修システムでは、特に倫理研修の必修化を含め安定継続した高度の後見事務の提供が可能となるよう、かつ地域における各種ネットワークにおいて有機的な繋ぎ手となれるような「司法書士後見人」を育てることを目指したい。

また、今後も専門職後見人の需要は増加することが予想されるところから後見人等候補者名簿への登載率を80%に引き上げることを目標に促進する。

#### 2. 執務管理支援の変革

まず、当法人の基本ルールに則った会員執務の管理支援ができるよう会員・支部役員・本部役員共にわかりやすい規則・基準・指針等の基盤整備を行う。

次に、管理支援の実効性を高めるには、会員と一番身近に接する各支部において懇切な対応をしていただくことが適しているとの観点から、平成22年度より「報告書の精査」を原則として支部で行う体制へ移行することを目指し、今年度はその試行を行う。また、支部における報告書の精査への移行に伴い支部を指導支援する体制を執務管理委員会内に設ける等委員会の見直しを図る。

合わせて、支部で行っていただくための「報告書管理・チェックマニュアル(仮称)」の作成、本部で行う「支部への指導助言マニュアル(仮称)」の作成を早急に行う。

さらに執務支援充実の一環として、会員・支部から寄せられる質問へ速やかに対応できるよう執務管理委員会と業務相談委員会との連携を強化する。

#### 3. 支部本部間の情報交換の充実

当法人にとって会員の活動は活力の源泉であり、その会員と直接関わる支部と法人運営全般を担う本部とが情報の交流を積極的に行い共有化することで一丸となった効果的な活動の展開が可能となる。特に前記2.により支部の役割がより充実したものとなるよう支援しなければならない。

具体的には、支部執務管理担当者会議を併設するブロック会議や支部本部連絡会議の開催、会員通信・支部長間メールを活用した情報発信等を充実させる。

### 法人後見・法人監督事業

当法人は、法人後見においてもその先導役を果たしておりその需要は年々増加する傾向にある。現在、法定後見では暴力等困難事案に、任意後見では安定した身上監護が見込まれる施設入所者にそれぞれ限定して受託しているが、その範囲も含めてさらに検討研究をしていく。また、法人後見(監督)の受任は、当法人が前面に立つことであり「担当者となる会員は当法人の顔」として重要な立場となるためその執務に関しては支部・本部の管理支援の充実により一層努めなければならない。

### 成年後見普及啓発事業

## 1. 制度改善・改正提言

現行の成年後見制度も9年間の運用実績から多くの改善点や制度上の見直すべき課題も見えてきた。当法人は、平成17年度・18年度に改善提言を行い、毎年関連するシンポジウムの開催等も行っているが、これまでの改善提言内容の進捗状況の検証を行うとともに、我が国の成年後見制度のあり方（グランドデザイン）を含む新たな提案も行っていかなければならない。

## 2. 制度普及促進

今年度は当法人設立10周年にあたることから12月に日司連と共催で記念式典及び祝賀会を開催する等、当法人がこれまでの活動を振り返り新たな段階へ歩みを進めることを確認するとともに、成年後見制度の一層の普及を内外に働きかけたい。

## 3. 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

全国各地で成年後見利用を核として地域包括支援センターをはじめ様々なネットワークが生まれ、司法書士後見人がそのコーディネーター役としても期待されているところから、高齢者虐待防止の実践事例や地域連携のノウハウの集積・蓄積を行い、それらを会員・支部へ提供することで地域において信頼される司法書士後見人を育てていくことに繋いでいきたい。

### 公益認定対応事業等

#### ・公益認定を確実にするための準備

改革検討委員会の定款変更案を基に会員皆様よりご意見をいただいたうえで平成22年度通常総会において提案する定款・諸規則変更案をまとめる。

また、前記の2.により当法人事業目的（会員の指導監督）の着実な実践を図るとともに、各支部においても新・新公益会計基準を理解していただき予算編成・経理処理に臨める態勢を築くことで公益認定を確実なものにしたい。

## 第3 具体的事業計画

当法人は、高齢者、障害者等の自己決定に基づいた安心な日常生活を支援することによって、高齢者、障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的としている。

平成21年度においても、引き続き本人の権利擁護と福祉の増進、ひいては成年後見制度の普及と健全な発展という目的を達するために、以下の公益目的事業区分による具体的な事業を支部とも連携協力しあって行うこととする。

### 会員執務管理支援事業

#### 法人後見・法人監督事業

#### 成年後見普及啓発事業

#### 公益認定対応事業等

### 会員執務管理支援事業

#### 1. 研修等バックアップ体制の充実

##### (1) 研修システムの充実

研修の充実については、各支部の努力によるところが大きいですが、本部としても、本部研修の主催、研修教材の作成、基本プログラムの作成を通して、会員の研修を支援し、充実に図っていききたい。

##### 研修に関する規定等の検討

研修のあり方について、単なる名簿登載のための研修規程ではなく、「定款第4条第1

号及び同条第2号に定める後見人等の養成、財産管理事務、遺言執行事務遂行の適正確保を目的とする研修」としてその目的を明確にし、会員による後見事務等遂行の適正確保を目的とする研修、会員の質の向上をめざす研修へと研修規程の制度目的を変更する。

「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」及び「後見人等候補者名簿 登載・更新の手引き」の改訂を行う。

支部研修等に対するバックアップ体制の充実

本部主催（若しくは支部との共催）研修会を企画し、開催する。

ブロック研修会への助成を行う。

支部研修会への支援（名簿登載研修及び名簿更新研修の基本的プログラムの作成）を行う。

共通補助教材の作成等

昨年度の「法定後見ハンドブック（改訂版）」に引き続き、「任意後見ハンドブック（改訂版）」の配布をする。

あらたに、「後見監督ハンドブック」の作成について検討する。

成年後見に関する問題事例の検討を通じて倫理意識の向上を図るため、代表的な事例問題の作成をする。

日本司法書士会連合会との共同事業

日本司法書士会連合会との共同シンポジウムを企画し、開催する。

同連合会主催の研修会へ講師を派遣し、相互協力を行う。

## 2．入会促進と名簿登載促進

専門職後見人の需要が高まっており当法人としてはこれまで会員数 5,000 名を目標に掲げてきたが、今年度この目標は達成される見通しが立った。

引き続き、新人司法書士に対する日司連の中央新人研修・ブロック研修・司法書士会研修に成年後見制度に関する科目を入れてもらうよう働きかける。

また、今後も家庭裁判所よりの推薦要請が増加することが予想されることから、今年度は、特に後見人等候補者名簿への登載率を当法人会員数の 65%の現状から 80%へ引き上げられるよう研修受講等を通して働きかける。

## 3．執務管理支援

平成20年度に2つの支部で会員が被後見人の財産を無断で流用する不祥事が起こり、後見人に対する信頼だけでなく、成年後見制度自体に対する信頼も揺るがす状況を招いた。2つの事件に関し会員から適切な内容の業務報告書が提出されていなかったとは言え、業務報告書により会員に対する支援や指導が果たせなかったことは大変残念であり、利用者に対し迷惑や損害を与えたことは非常に申し訳ないと考えている。しかし、業務報告書に基づき会員に対し適切に支援、指導を行うためには、会員が家庭裁判所に対する報告書だけでなく、当法人に対する業務報告書の提出も後見業務の一つであることをあらためて認識し、適切な内容が記載された業務報告書が会員から継続的に提出されることが必須条件であると考えている。そのために、当法人としては全ての事件につき会員から報告書の提出がある100%の履行を目指す必要がある。

### (1)法定後見を中心とする業務報告書の提出頻度、提出時期等の変更の実施ならびに業務報告書に関する受付管理簿、記載内容等の整備

平成21年2月の全国支部長会議や支部本部連絡会議における説明で、法定後見に関する業務報告書の提出時期について、現在の「原則的に3か月に一度、就任後1年を経過し支部長の承認があった場合は6か月に一度」を「原則的に6か月に一度」と変更する考えに対し、不祥事の再発防止と逆行するとの意見があったものの全体としては承認を受けた。平成21年5月11日理事会で支部運営規程基準の報告義務に関する部分につき変更が承

認められたことを受け、当面各支部において支部運営規程の変更が決議されるまで、平成21年リーガルサポート発第75号「法定後見に関する業務報告書提出頻度等変更に関する運用」通知に基づき、平成21年7月より法定後見に関する業務報告書の提出頻度を「原則的に6か月に一度」と変更することにした。これに伴う業務報告書に関する受付管理簿や報告書記載内容等の整備を行ない支部に提供をする。

#### (2) 執務管理事務に関する支部委譲の拡大

平成20年度末時点において、執務管理事務の委譲を受けている支部は秋田、群馬、ながの、大阪、岡山県、福岡、熊本の7支部である。また、東京支部についても平成14年10月より業務報告書の保管を委託しており、実質的には執務管理事務の委譲支部と同等で業務報告書の精査は支部にお願いしている。これらの8支部を除く42支部の報告書(平成21年3月末時点で4,361件)については、会員に対する執務支援や指導における質の向上につながるとの考えで、本部執務管理委員会と支部が二重に精査する方法を継続してきた。しかし、現実的には継続受託事件数が9,266件まで増加し、本部執務管理委員会の委員(19名)による3ヶ月に2回のペースでの精査では時間的な遅れが生じ適切な支援や指導を行うことが困難となっている。

平成20年4月に実施した「支部における執務管理事務に関するアンケート調査」によれば、支部で執務管理が一定程度実施できていると考えられる支部が委譲支部を除いても20支部程度はあり、これまでの「執務管理事務の支部委譲方式」により本年度中にも可能である支部については執務管理事務の委譲をお願いしたい。

#### (3) 執務支援に関する原則支部委譲の移行準備

「支部で行う業務報告書の精査・執務管理支援」に関するマニュアルの作成

支部は、「支部が原則的に執務管理事務を行う体制の構築計画」を立てて頂きたい。本部は「支部で行う業務報告書の精査・執務管理支援」に関するマニュアルを作成するとともに、役員等を派遣し支部の執務管理事務体制の構築に関するアドバイスや、業務報告書受付管理簿や後見事務等報告書調査票等の資料を提供する。その他、財政面での支援の検討も行う。

しかし、人員、財政等種々の面から単独で執務管理事務を行うことができない支部については、支部の体制が整うまで本部が引き続き業務報告書の精査やこれに伴う執務支援・指導を補佐する。

「支部執務管理事務」に関する執行状況の調査・指導監督を行う要員の確保と育成  
執務管理事務の委譲支部や支部単独で執務管理事務を行うことができる支部が平成22年度以降には30支部程度になることを予定している。毎年、支部は本部に対し毎年執務管理事務に関する報告を行い、本部は支部に対し2年に1回、2名の委員による「支部執務管理事務」に関する執行状況の調査・指導監督を行うことを予定している。このため20名程度の委員の確保と育成が必要で、各支部から執務管理事務に関し精通した委員の派遣をお願いしたい。また、支部を訪問し「支部執務管理事務」に関する執行状況の調査・指導監督を行うための「支部訪問調査、指導監督」に関するマニュアルを作成する。

#### (4) 業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針に基づく業務報告書提出の確保

会員に対する執務支援や指導監督ならびに不祥事件の再発防止等を有効に行うためには、会員からの業務報告書の提出が必須条件となる。多くの支部が家庭裁判所から後見人等の候補者推薦依頼を受けているので、先ず支部推薦事件に関する報告書を確実に把握できる体制づくりを早急をお願いしたい。さらに、平成21年3月5日から施行を開始した「業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針」に基づき、支部と本部が連携し会員から業務報告書が100%提出されるよう努める。

(5) 会員からの後見業務に関する相談・支援の要請に対する対応

業務報告書の精査及び執務支援等は原則的に支部が行うことになる一方、会員は後見事務に関して相談や支援を要請したい場合は、新たに設けた別紙「業務相談支援・相談依頼書」を使用し本部に対し直接要請することができるようにした。会員からこのような要請があった場合は、本部が中心となり、会員からの依頼内容を確認した後に会員が所属する支部とも連絡や協議し会員の要請に対応する。

(6) 後見事務遂行に関する情報提供並びに後見事務や倫理等に関する研修会に対する講師派遣  
執務管理委員会等において不適切であるとする後見事務事例や会員からの相談等で重要な事項と判断した事例等を使用する等し、支部が実施する研修会に対し積極的に講師を派遣する。

(7) 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において問題事例又は対処困難事例等の相談に応ずる。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応又は処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応若しくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、又はすぐには結論を出すことができずやむを得ず保留扱いとしている事案など、いわば、支部又は会員の手に溜まってしまっている問題事案・困難事案その他の検討を要する事案について、支部を通して照会をしていただいたうえで、業務相談委員会において必要な整理・検討をしたうえで、一応の結論又は方向性を出す作業を行う。

相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

業務相談委員会に回付された事案のほか、執務管理委員会及び法人後見委員会が今までに蓄積してきた監督・指導上のポイント及び問題解決の指針又はノウハウ等を集積し、一定の整理をしたうえで、成年後見業務FAQ（よくある質問と回答）のようなものを作成し、その情報を会員通信又はホームページ上で随時提供をしていきたい。

成年後見に関する問題事例集の作成・発刊

当法人の設立以来すでに9年が経過していることから、各支部等においては成年後見に関する困難事例、問題事例、苦情案件、あるいは「ヒヤリ」「ハッと」事例等が少なからず発生している。会員が現実に取り扱いに苦慮したり、あるいは苦情の申出を受けたりする案件の中には、相当な困難事例・問題事例もあれば、単に会員の説明不足や依頼者等の誤解に基づく苦情といった程度のもの、さらには何の落ち度もない会員が親族間のトラブルに巻き込まれてしまっただけというものもある。しかし、いずれにせよ、我々司法書士が過去に現実に苦情を受けたり、トラブルに書き込まれたりした案件、あるいは、トラブルにはならなかったものの、一歩間違えばトラブルになったかもしれないという「ヒヤリ」「ハッと」事案を集約・整理し、成年後見業務を行う際に随時参照することができるようにしておけば、成年後見業務の生きた参考書として大いに役立つのではないと思われる。そこで、今年度は、司法書士が成年後見業務を行うに当たって特に注意又は留意すべき事項を事例形式でまとめて解説を付した「成年後見問題事例集（仮題）」を日司連と共同で作成し、発刊する。この事例集は、今後、各支部等で行われるであろう倫理分野の研修の教材として利用することをも想定し、会員が事例を通して成年後見業務の難しさ・奥の深さ、成年後見業務の本質を実感できるようなものとして考えている。

#### 4. 業務審査委員会

本委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の

是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議していくこととする。本委員会については、定期的に会議を開催する。

本委員会への提出資料の整理及び検討は事前に業務相談委員会で行うものとする。

## 5．紛議調査委員会

会員と依頼人らとの間、あるいは会員間で生じた紛争及び苦情について、理事長の付託を受け、事実関係の調査、資料収集及び関係者らに対する事情聴取を行い、その結果を理事会へ報告する。

## 6．支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

当法人は、設立以来 10 年目に入るが、各支部のおかれている状況は依然として各地における成年後見制度の普及の度合、各自治体の取り組みの温度差等様々な要素によって異なっている。しかし、当法人の目的達成には、会員と直接関わる支部と中核的なブロックそして法人運営全般を担う本部とが情報の交流を積極的に行い共有化することで一丸となって効果的な活動を展開する必要がある。

### (1) ブロック会議

会員執務支援、相談、成年後見人等の推薦をはじめとする日常業務の他、地域包括支援センター、法テラス等への対応、各地の高齢者虐待防止ネットワークへの参加等支部に期待される役割は大きくなっている。ブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援などに関する協議会を開催していただき各支部における運営等の活性化を図るとともに、平成 22 年度には原則「支部における報告書精査」へ移行することを踏まえて、今年度から「支部執務管理担当者会議」を併設する。

### (2) 支部本部連絡会議

ブロックごとに本部と支部とが当面する課題等につき意見・情報を交換することで問題点や情報の共有化を図る。また、日頃各支部から本部へ委員等として出向している会員からも各支部・各ブロック等へ本部の情報を伝達する役割を担ってもらうことで支部活動の活性化と効率的な組織運営に役立つようにする。

### (3) 支部への情報発信

毎月定期的に「会員通信」の発信を行う。また、本部から支部への情報発信については、支部長及び支部事務局へメールで一括送信をするとともに、支部から本部への照会事項等で各支部共通の事項については、適時、各支部へ同様な方法で伝達する。

## 法人後見・法人監督事業

### 1．法人後見、法人後見監督への対応

成年後見制度制定から 9 年が経過し、その認知度の上昇と共に法人後見の認知度も確実に拡大してきた。当法人の法人後見執務は、その先導役としての実績とともに信頼を積み重ねつつ、さらに法人後見のメリット・デメリットを研究し、改善を試みてきた。

そして、全国に設置されている当法人の支部の中には、法人後見の執務体制が確立し、充実した支部が出てきた。

今後、法人後見をより充実、発展させるためには、本部体制とともに、支部体制の確立と発展を目指す必要があると考える。

#### 今年度の受託方針

(1) 法定後見は、暴力等困難事案等、法人後見の特徴を生かせる事案を受託する。

(2) 任意後見では、現在、安定した身上監護が見込まれる施設入所者を主として受託しているが、多様な法人後見の需要に応えることができるよう、支部委譲システムを含め、法人体制や契約内容を検討研究する。法定後見、任意後見共に、本部体制、支部体制を研究、強化することにより、正確で信頼される法人後見執務を目指し、依頼者の権利擁

護に努める。

## 2. 法人後見システムの確立

- (1) 支部法人体制の確認・・・事務担当社員への監督機能、本部との連絡体制など支部法人後見委員会の体制を検証、改善し、信頼される本部支部関係を構築する。
- (2) 法人後見執行支部及び法人後見可能な支部からは、本部法人後見委員会に委員の選出を要請し、本部と支部の連絡強化、情報の共有化を進める。
- (3) 重要意思決定機能の支部委譲体制の検証・・・試行期間2年間の情報をもとに、支部委譲体制の実行の可否とその範囲を検討する。
- (4) 法人後見ハンドブックの改訂により、当法人の法人後見体制を周知徹底する。
- (5) 受託情報の統計、管理、データベース化を進め、本部支部間の情報共有により、迅速な対応を目指す。
- (6) 本部の指導監督機能の強化・・・「定期報告書提出状況調査書」を作成し、定期報告書の長期未提出を予防し、問題点の早期発見迅速対応に努める。

## 3. 本部・支部間の意思疎通を基礎とする関係強化

- (1) 本部・支部合同会議の開催・・・問題ある個別案件について適宜合同会議を開催し、本部支部間で協力して問題点の解決を目指す。
- (2) 法人後見業務執行支部からの本部委員派遣必須制の導入を検討する。
- (3) 法人後見監督ハンドブックを作成し、当法人の法人後見監督体制の確立を目指す。

## 成年後見普及啓発事業

### 1. 成年後見制度調査研究事業

#### (1) 制度改善検討委員会による調査研究

現行の成年後見制度も施行後10年目を迎え、多くの改善点や制度上の見直すべき課題も見えてきた。これまで当法人をはじめ各関係団体等から改善提言もなされ、国、地方自治体、家庭裁判所等においてもその利用促進を図るため様々な取り組みが行われてきている。

今年度は、新たに制度改善検討委員会を設置し、我が国の成年後見制度のあり方(グラウンドデザイン)にも踏み込んだ検討を行い、提言をまとめたい。

#### (2) 「医療行為の同意」シンポジウムの開催等

医療行為の同意検討委員会の中間報告をもとに、シンポジウム等を通じてさらに広く意見を求め、医療同意法(仮称)の創設を含めた検討を行う。

### 2. 設立10周年記念事業

今年度は当法人設立10周年と成年後見制度関連4法案が平成11年12月1日に成立してから10周年にあたることから、12月に日司連と共催で記念式典及び祝賀会を開催する等、当法人がこれまでの活動を振り返り新たな段階へ歩みを進めることを確認するとともに、成年後見制度の一層の普及を内外に働きかける。そのために10周年記念事業委員会を設置する。

### 3. 全国一斉無料成年後見相談会

毎年開催している全国一斉無料成年後見相談会を今年も各地の実情に併せて開催する。本年度も日司連と共催し9月頃に実施する予定である。

### 4. 親族向け成年後見人養成講座の開催

今年度も支部メニュー事業として「親族向け成年後見人養成講座」を実施する。親族後見人に対する後見事務のノウハウの提供は、家庭裁判所からも期待されているところであり、また、制度広報のツールとしても非常に有益であるとの評価を得ているので、各支部においては積極的に開催していただきたい。なお、「養成講座テキスト」については、司法書士にと



っても判りやすいとの声も多いので、「親族向け成年後見人養成講座」以外でも活用できるように販売したい。新入会員の研修に、福祉関係者、金融機関担当者等の後見制度に関する研修にぜひ利用していただきたい。

## 5. 遺言と成年後見制度に関する説明会の開催

今年度も支部メニュー事業として「遺言と成年後見制度に関する説明会」を実施する。一般市民にとって遺言の話は非常に関心の高いテーマであり、成年後見になじみのない方でも遺言と関連して説明することにより、制度理解が深まるという利点がある。各支部においても積極的に開催していただきたい。なお、この説明会は、対外的広報活動の視点からは行政機関や関係団体、及びマスコミ等への情報提供を積極的に行うものであり、当法人並びに成年後見制度の利用促進に繋げていく成年後見出前講座の性格を多分に含むものと言える。

## 6. 成年後見制度の普及にかかる支部・ブロック独自の事業推進

「親族向け成年後見人養成講座」「遺言と成年後見制度に関する説明会」だけではなく、昨年度より「成年後見制度の普及にかかる支部独自の事業」をメニュー事業に加えている。

(3)の支部独自の事業については、場所も手法も問わないアイデア事業を対象にしたが、後見落語家を招いて、一般の方を対象に、楽しみながら後見の現状実態を「解説」する企画、司法書士、社会福祉士、施設長、独立系ケアマネージャーをパネラーに、福祉関係職員や一般の方を対象に、「施設利用にあたっての後見制度と介護現場」と題してディスカッションを開催するなど、各支部独自の興味深い企画がなされている。

今年度は、各メニュー事業の要領の見直しをするとともに、各支部での利用方法をわかりやすくお知らせすることを予定している。

いずれも、まだまだ、メニュー事業の本部助成の活用が多くないので、ぜひ多くの支部で活用していただきたい。

## 7. 成年後見制度普及促進事業

### (1) 日本成年後見法学会の活動支援

平成22年10月に同学会が中心となり成年後見法分野において世界を統一する「成年後見法世界会議」(25カ国以上の参加予定)を横浜市において開催するにあたって、国際会議対応委員会を設置しその協力にあたる。

その他、同学会に対しては、引き続き役員や委員を派遣し支援をする他その活動に柔軟な対応をしていく。

### (2) 成年後見制度普及フォーラム開催の後援

日本成年後見法学会とNHK厚生文化事業団が主催し、当法人が後援をする成年後見制度普及のための「NHKハート・フォーラム」が本年8月に神戸市において開催される。

開催にあたっては、兵庫支部の協力を得て制度普及につながるよう努めることにする。

### (3) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請しているところである。

これらの派遣にあたっては、今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、地域をまたいだ、あるいは全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応していく。

なお、研修委員会のメンバーを中心に、社会福祉士会の専門職成年後見人養成講座の支援も引き続き行う。

## 8. 地域連携促進事業

### (1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

高齢者・障害者の権利擁護を目的として活動する当法人にとって、平成18年度から各市町村に設置された「地域包括支援センター」との連携は重要な課題である。また同年度

に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の下、適切で積極的な虐待防止活動が市町村・地域包括支援センターに求められる。

当法人の会員には、「高齢者虐待防止・養護者支援法」を十分に理解し、市町村・地域包括支援センターと共に高齢者虐待防止の活動を行うことが期待されている。そのために、まず、平成20年度中に高齢者・障害者等虐待防止委員会において行った、各支部における地域包括支援センターとの連携等の高齢者虐待対応の現状の調査について、その結果を取りまとめ、一定の整理をしたうえで、今後の各支部の具体的活動に役立てていただく情報として提供する予定である。また、各支部において高齢者虐待防止法や地域包括支援センターとの連携の必要性等に関する研修の機会を積極的に提供するほか、日司連と協力して、市町村・地域包括支援センター等とのネットワーク作りの施策を具体的に進めていく。

#### (2) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

これまでに構築してきた各地の家庭裁判所や各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会、各地の高齢者虐待防止ネットワーク等に積極的に関わっていくことにより、高齢者・障害者等の権利擁護をさらに推進する。

### 9. インターネットホームページのリニューアル及びメンテナンス作業

ウェブサイトのリニューアル作業を行い、一般公開部分では、親しみやすく見やすいデザインとするほか、市民が安心して利用していただけるよう会員検索の機能を付加する。会員専用部分では、研修情報の検索やライブラリーの閲覧ができる機能を付加するなどして、より利用価値の高いサイト構築を目指す。

### 10. 「実践成年後見」誌の企画等

法律雑誌「実践 成年後見」は、成年後見やその周辺に関する情報をタイムリーに提供する総合実務書として、平成12年12月26日には第1号が発刊されて以降、現在まで第29号が発刊されている。その間、法律関係者、福祉関係者、行政のみならず、家庭裁判所においても必読書となっており、成年後見制度の充実・発展に寄与しているとの評価を受けている。

今年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会へ編集委員を派遣して企画を上程し、企画・編集事業を行う。また、各ブロックに企画委員が選任されているが、現在、ブロック(地域)の事例を多数集約する目的のブロック企画委員会が実働されていない状況なので、今年度は、ブロック(地域)の事例を多数集約するため、支部内各地域での小規模な「権利擁護事例研究会」立ち上げのためのマニュアル書を作成・配布・指導し、各ブロック企画委員会会議へ比重を移行していく受け皿を醸成していく。

事業 「実践 成年後見」第30～第33号を企画発行する。

「権利擁護事例研究会」立ち上げのためのマニュアル書を作成する。

組織・会議 各ブロック企画委員会を年4回程度開催。全体企画委員会を年4回開催。編集委員会への企画委員派遣を年4回実施。

### 11. 書籍出版事業

前年度までの「後見六法編纂委員会」を「出版委員会」に改組し次の事業を行う。

- (1) 「成年後見教室」の発刊
- (2) 「後見六法(2010年版)」の発行
- (3) 小冊子の増刷等

### 12. 公益信託成年後見助成基金の受付事務

当法人が委託者となって設定した「公益信託 成年後見助成基金」(三菱UFJ信託銀行が受託運営)の募集、申請受付事務の協力とともに、助成基金に対する寄付の呼びかけを引き続き行う。

## 公益認定対応事業等

### 1. 公益認定を確実にするための具体的準備

前年度の検討結果をふまえ、公益社団法人に移行するための本部支部を通じた組織・財政全体の検討を行う。特に、会員、支部、ブロック等への十分な説明を通じて法人全体のコンセンサスを醸成できるように、定款等の改正についての情報提供や意見照会、支部会計の基盤整備に留意する。

また、平成22年度の通常総会において、公益社団法人を前提とした定款・諸規則の変更案が承認された場合の公益法人への移行認定申請およびその後の運営について、障害となると考えられる問題点を洗い出し、必要に応じて内閣府等に事前の相談を行う。

### 2. 新・新公益法人会計基準への移行

#### (1) 新・新公益法人会計に基づく本部支部の統一的会計処理体制の確立

公益認定に向けて、公益認定基準の1つである「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」(認定法5条2号)を確立するため、P C A公益法人会計ソフト V.10 S a a S版を本部及び支部において導入する予定である。S a a S形式は、サーバー側のアプリケーションやデータベースについてP C Aが契約する大手データセンターにて管理・運営させ、本部・支部ともインターネットを通じてこのサーバーに接続し出入力作業を行うものである。本年度中に、本部及び支部のパソコンにインストールし、導入指導も順次行っていく予定で、平成22年4月から一斉に使用を開始していただくことを目標としている。

#### (2) 公益認定基準に基づく財務体制の整備

公益認定基準における財務面の要件としては、さらに、

a 公益目的事業の収入がその実施に要する費用を超えてはならない(収支相償の原則：認定法5条6号)

b 公益目的事業にかかる経費は全ての経費の50%を超えてはならない(公益目的事業比率50%超の原則：認定法5条8号)

c 遊休財産額は公益目的事業にかかる経費を超えてはならない(遊休財産額の保有の制限：認定法5条9号)

という3要件があり、これらをクリアーするため、本部・支部における現在の財務体制を総点検して、この3要件に合致するよう整備する。

その他、収入源である、会費・寄付金・事業収入の精査、職員給与・役員給与等の共通して発生する費用の各事業への配賦基準等の策定を行う。

### 3. 会員管理と事務局体制の充実

#### (1) 事務局の運営及び事務局体制の充実

平成21年4月1日現在における当法人の会員数は司法書士正会員4,678名、司法書士法人会員24法人である。事業規模の拡大に伴う事務量の増大に対応するため、事務局運営の効率化とスリム化を促進しながら、事務局体制の整備・充実を図る。

#### (2) 本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議などを通して、公益社団法人への移行に伴う支部の作業工程や不祥事再発防止策等の周知に努めるとともに、会員執務等に関する情報を相互に共有し、本部と支部の連携、連絡体制の強化を図る。

#### (3) 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

権利擁護の担い手たる第三者後見人の不足が指摘されている中、当法人から成年後見制度の受け皿たる専門職後見人を多数供給しているが、今後も家庭裁判所等の推薦要請に応えられるよう、日司連、各単位会の協力を得て、正会員の入会促進と後見人候補者名簿への登載を積極的に推進する。

( 4 ) 賛助会員及び寄付金の募集

当法人が実施する高齢者・障害者の暮らしや財産管理を支える成年後見制度の普及事業の趣旨に賛同する賛助会員を募って財政面の支援を求める。同時に、賛助会員の入退会要件、審査の要否等につき、定款等の見直し作業の中で検討する。また、当法人の財政基盤強化のため、関係者との利益相反関係に十分配慮して寄付金の募集を行う。

( 5 ) 定款、諸規則・諸規程の整備

公益社団法人への移行スケジュールに沿って、総務委員会、改革対応委員会及び財務委員会が一致協力し、新制度に適合した定款変更案の作成、新公益法人制度で要求される内部統制に準拠した規則・規程・基準等の策定あるいは総点検作業を進める。

( 6 ) 各種名簿の管理

会員名簿・後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、後見人等候補者名簿の登載者に対し、登載証明書の発行事務等を行う。

( 7 ) 包括補償保険制度の検討

現行包括補償保険制度のうち、身元信用保険における被保証人の範囲及び保障額等についての問題点を抽出・整理し、様々な角度からの見直しを行う。また、後見事務の遂行中に後見人等自身が受傷等した場合の損害保険の導入、任意後見受任者の死亡による再契約をカバーする保険商品の開発の可否等についても引き続き検討する。

**4 . 個人情報保護システムの整備**

当法人が事業を実施する上で取り扱う個人情報の保護に関する具体的手順を文書化した「個人情報保護運用マニュアル」を確実に実現するため、個人情報保護に関する研修等を実施し、このルールが形骸化しない対策を講じる。また、費用対効果を勘案しながら、更に高度なセキュリティ対策を含む個人情報保護システムの整備に努める。